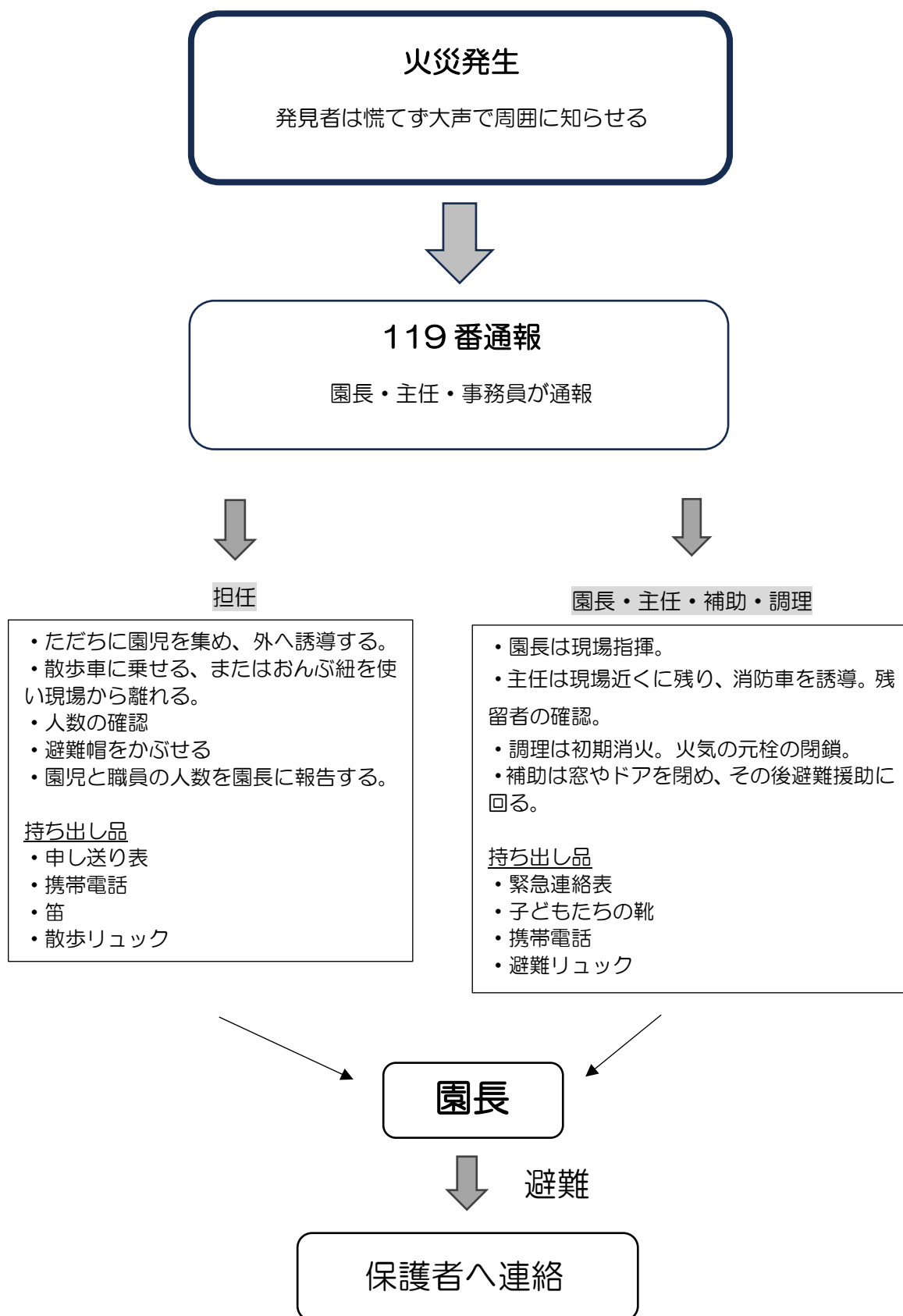


# 災害時マニュアル

(株) チャイルドケアサポート  
トータス保育園  
令和5年12月作成

# 1. 火災



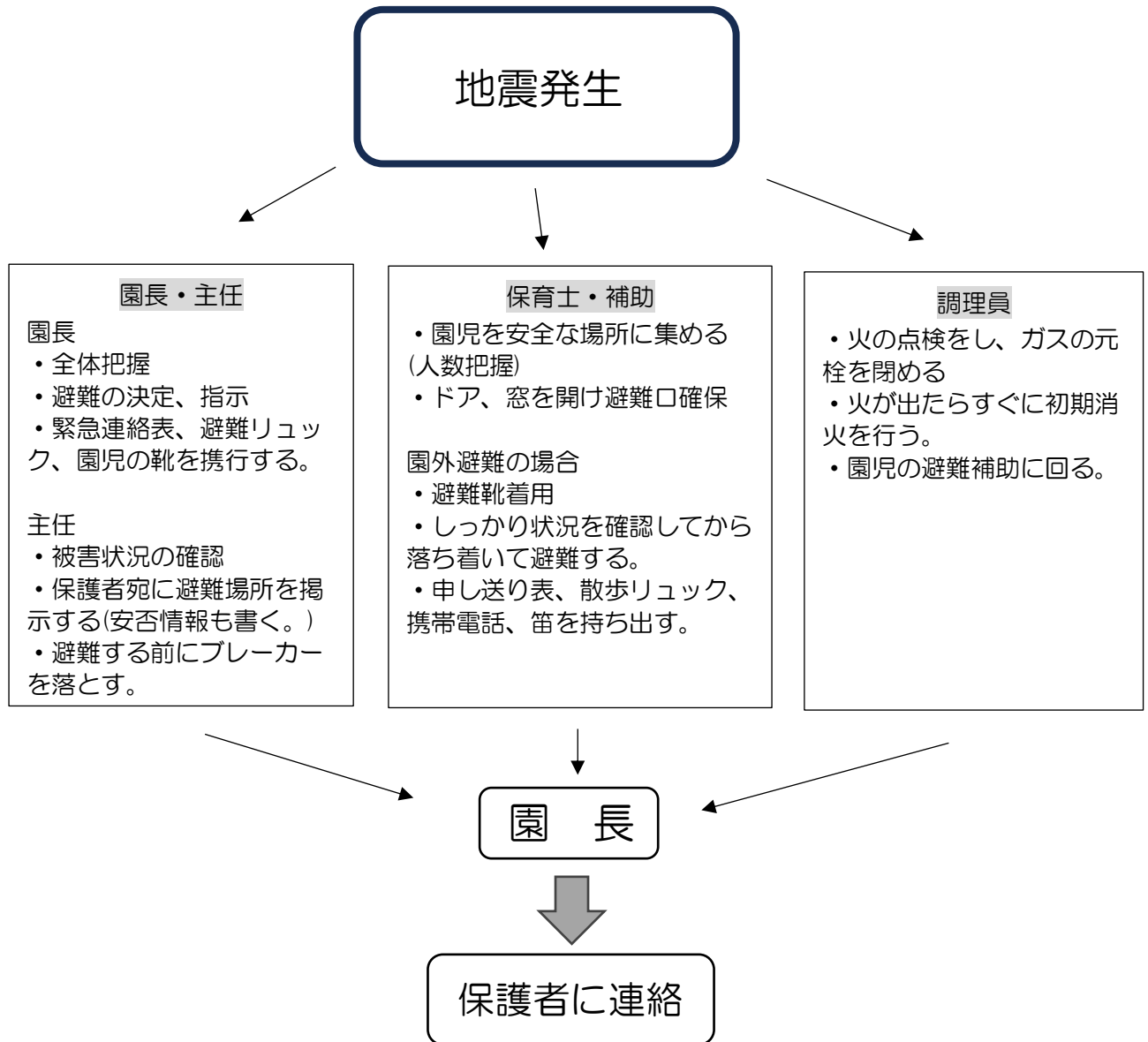
## 火災発生時の対応

- ① 第一発見者は、大きな声で周りの職員に知らせる。
- ② 知らせを受けた職員は、速やかに園長及び他の職員に火災の発生を知らせると共に、避難誘導を行う。
- ③ 第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火につとめる。
- ④ 速やかに消防署へ通報する。
- ⑤ 園児を避難誘導し、人数及び状況を園長に報告する。
- ⑥ 落ち着いて行動し、園児に動揺や不安を与えないようにつとめる。
- ⑦ 出火元、火の回り具合、煙、風向きなどを考え、より安全な方向に避難する。
- ⑧ 安全な場所まで避難した後で、保護者に連絡し、速やかに園児の引き渡しをする。

## 緊急避難先

南花畑：足立区立花保小学校
保木間：足立区立淵江中学校
梅島　：足立区立第四中学校

## 2. 地震



### 【まず園児・職員の身の安全を確保する】

\*その場にしゃがむ、頭を守る、机の下などに入る。

\*身を隠す場所、物がない時は、保育室の中央や天井に照明器具、エアコンがない所に園児を集める。

#### 避難時の心得

- 避難の前にもう一度火の点検をする。
- 頭、手足を保護する。
- 塀際、狭い道、河川沿いは避ける。

#### 普段の心得

- 消火器のある場所、使い方をしておく。
- 高い所に物を置かない。
- 調理中の場合は調理を中断し、加熱をやめる。

## 地震発生時の対応

### 1. 園舎内で地震がおきた場合

- ①園児が安心できるような言葉をかけ、姿勢を低くするなど落下物から身を守るよう伝え緊急避難をする。
- ②本棚、窓ガラス、その他倒れやすいものから園児を遠ざける。
- ③園児、職員は落下物の少ない保育室の中央や、天井に照明器具やエアコンがない所に集まり、揺れがおさまるまで様子を見る。
- ④園児が眠っている時は掛けタオルや毛布、布団を利用して落下物から身を守る対応をする。
- ⑤速やかに窓やドア、非常口を開け避難口を確保する。
- ⑥速やかに火の元を閉じ、揺れがおさまったらガスや配電盤を点検し、安全を確認する。施設内及び近隣において火災が発生した場合は消火活動をする。
- ⑦揺れがおさまったら必要に応じ一時外に避難し、園児と職員の安全と人数を確認すると共に施設を点検し、園長に報告する。
- ⑧園外避難した場合、園児及び避難誘導、救護班の職員は、安全が確認されるまで施設には入らない。

### 2. 園舎外

- ①塀、構造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集めて座り、安心できるような言葉をかけて揺れがおさまるまで待つ。
- ②地面の亀裂、陥没、隆起、頭上の落下物に注意する。
- ③水遊び中では、園児を職員のまわりに集める。揺れがおさまるのを待ち、揺れがおさまったら園児の安全を確認し、指示があるまでその場で待機する。

### 3. 園外保育時

- ①揺れを感じたら、直ちに園児を集め、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんでおさまるのを待ち、その後速やかに園児の安全及び人数確認を行う。
- ②園児が切れた電線に触れないよう注意する。
- ③ブロック塀、自動販売機、屋根瓦、ガラスその他落下物に注意する。
- ④携帯電話で保育園に連絡を入れ、必要な場合は応援を要請する。連絡が取れない場合には補助職員が園に応援を求め、主担任は園児と共に安全な場所で待機する。
- ⑤全員自力で戻れるようであれば、安全を確保しながら、慎重に保育園に戻る。

## 緊急避難先

火災と同様。

### 3. 水害

台風や大雨、荒川の氾濫等による水害に備える。

警戒レベル3「高齢者避難」の発令とともに、垂直避難を開始する。

（防災行政無線、ホームページ、Aメール、LINE、あだち安心電話等により確認）

それまでに、保護者への連絡、持ち出し品の準備（地震・火災同様）等を行っておく。

保護者には危険のない範囲で迎えに来てもらう。（住宅状況によっては一緒に避難する）

想定される最大浸水深（足立区ハザードマップより）

南花畑：0.5～3.0m未満 ▶ 園マンション3階または緊急避難先へ避難

保木間：0.5～3.0m未満 ▶ 園マンション3階以上または緊急避難先へ避難

梅島：3.0～5.0m未満 ▶ 園マンション4階以上または緊急避難先へ避難

### 4. 休園の判断

保育園は、下記の場合休園することがある。

- ① 災害等により園内外の設備やライフラインの不具合、職員確保の困難が発生した場合
- ② 警報の発令
- ③ その他

#### ②の場合

警報（暴風・大雨・洪水・波浪）が当日午前6時の時点で発令されていて、

- ・午前7時までに警報が解除された場合・・・9時00分より開園
- ・午前8時までに警報が解除された場合・・・10時00分より開園
- ・8時を過ぎても警報が解除されない場合・・・1日休園

#### 備考

- ・通常開園できなかった場合、給食は代替給食とすることがある。
- ・災害時は園児・保護者・職員の安全確保が最優先のため、家庭での保育が可能な方は、お休みいただけるよう声をかける。
- ・こまめにICTシステム（保護者）やグループLINE（職員）で状況を配信していく。